

習志野商工会議所報

# 商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

# 11

Vol.320

2013



昭和50年頃(写真提供:習志野市教育委員会)



昭和20年頃(写真提供:有織戸自動車整備工場)



## 習志野 いま・むかし

## 谷津地区周辺

※商工習志野10月号表紙写真提供先に誤りがありました。大変申し訳ありませんでした。 正:郷土出版社 誤:習志野市教育委員会

※社内でご回覧ください

発行所 習志野商工会議所 発行人 会頭 白鳥 豊

〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14 TEL:047(452)6700 FAX:047(452)6744 URL <http://www.narashino-cci.or.jp> Eメール [key21@narashino-cci.or.jp](mailto:key21@narashino-cci.or.jp)

## 【目次】報告 臨時議員総会を開催 第11期役員体制が決まる 会頭に白鳥豊氏が就任



挨拶をする白鳥豊 新会頭

11月1日(金)に商工会議所会館において臨時議員総会が開催され、第11期の新議員62名(うち、委任状23名)が出席し、会頭・副会頭をはじめとする役員を選任しました。

会頭には白鳥豊氏〔白鳥製薬(株) (新任)〕が就任。副会頭には高橋賢氏〔三興ペンディング(株) (再任)〕、内田正之氏〔東洋エンジニアリング(株) (新任)〕、芦澤直太郎氏〔アシザワ・ファインテック(株) (新任)〕、専務理事には竹蓋和夫氏(再任)がそれぞれ就任しました。

また、監事には渡辺淳氏〔渡辺淳法律事務所(再任)〕、雨宮幸雄氏〔雨宮幸雄税理士事務所(再任)〕、金子恵伍氏〔鳥料理味味(再任)〕がそれぞれ就任しました。  
※議員名簿については12月号にて顔写真付で紹介いたします。

また、臨時議員総会後において、永年にわたり議員として習志野商工会議所の発展にご尽力いただき、今回退任をした方々に対して表彰が行われました。



当日出席いただいた、左から  
松樹印刷(有)  
飯島 松樹 氏(代理)  
会頭  
白鳥 豊 氏  
(有)久保木豊店  
久保木 慎一 氏(代理)  
松葉寿し  
萩原 康孝 氏(代理)

### 【日本商工会議所会頭表彰】

朝日新聞 習志野販売(株) 鈴木喜代秋氏/松葉寿し 萩原昇氏/松樹印刷(有) 飯島政雄氏/(有)久保木豊店 久保木太一氏/(有)和商店 中村勝子氏/(株)みたけ 長江一氏/豊栄工業(株) 浜名靖子氏

### 【習志野商工会議所会頭表彰】

東洋エンジニアリング(株) 経営統轄本部 内海明雄氏/(有) CALIDAD 細野浩司氏

## 【目次】案内 役員選任のための 部会総会を開催

第11期の部会役員(部会長、副部会長、監事)選任のための部会総会を下記のとおり開催しますのでぜひご参加ください。

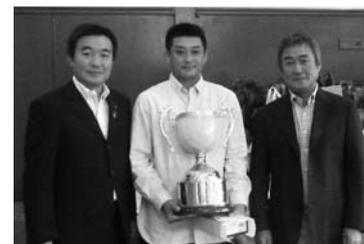
習志野商工会議所には4つの部会と2つの分科会があり、業界の動向や経営問題についての調査研究・研修会・情報交換会を行っています。会員の皆様には入会の際にいずれかの部会に所属していただきますが、それぞれの業種別立場から会議所運営に対して意見や考えを直接伝える機会でもあります

各部会総会日程		
部 会	日 時	場 所
商 業	11月20日(水) 14時～	商工会議所会館
工 業	11月11日(月) 17時～	商工会議所会館
サービス業	11月14日(木) 14時～	商工会議所会館
建 設 業	11月15日(金) 17時～	商工会議所会館

## 【目次】報告 小笠原大介さん(アピール(株))が優勝 第25回マスターズゴルフ大会

10月4日(金)、久能カントリー倶楽部にて、第25回習志野商工会議所マスターズゴルフ大会を開催し、70名の参加者のもとプレーを楽しみました。

1位に輝いたのは、ベストも獲得した小笠原大介さん(アピール(株))。2位には関口勝裕さん(京葉交通(株))、3位には古田憲



見事に優勝した小笠原さん(中央)

一さん（ミロク工芸）。女性優勝者に輝いたのは中野智世子さん（有アールナカノ）でした。

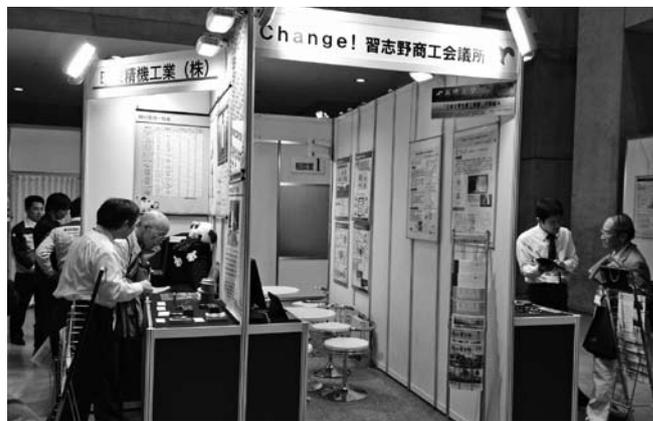
この大会は、会員相互の親睦や交流を目的に毎年開催していますので、皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

**【賞品提供企業一覧（順不同・敬称略）】**

朝日新聞習志野販売(株)／白鳥製菓(株)／三興ベンディング(株)／(株)樋口製作所／麒麟住宅(株)／(株)レカムサービス／(株)小出ロール鐵工所／京葉交通(株)／セイスイ工業(株)／(株)メッセエレクトリックサービス／京葉観光バス(株)／(株)三代川運送／吉谷土木(株)／東洋熱工業(株)関東支店／(有)習志野葬祭／京葉フォークリフト(有)／松樹印刷(有)／増田運輸(株)／ロック保険／阿武松部屋／ネステック(株)／(有)大久保園／銀座アスター食品(株)津田沼賓館／サービス電機(株)／(株)イワイ商会／スマイルテック(株)／利根コカ・コーラボトリング(株)船橋支店／久能カントリー倶楽部  
ご提供ありがとうございました。

横須賀「YOKOSUKA 軍港めぐり」  
（主な視察先）クルージング／記念艦「三笠」／どぶ板通り商店街／よこすかポートマーケット

**目報告 工業部会**  
**「中小企業総合展 東京 2013-2014」に初出展**



各社展示ブースは多くの来場者が訪れました

**目報告 商業部会・街づくり戦術委員会**  
**川崎・横須賀を視察研修会を開催**



川崎球場にて講習を受けた参加者

10月29日(火)に川崎・横須賀視察研修会を開催しました（主催：商業部会、街づくり戦術委員会、習志野市）。川崎「タウンスポーツを活かした街づくり」（主な内容）川崎市のシティセールス戦略プランとその取り組みについて／アメリカンフットボールを活用した商店街連携事業について／かわさきTMO（タウンマネジメント機関）について／習志野市のもつ可能性について

工業部会（樋口部会長）では、東京ビッグサイトで開催された日本最大級のビジネスマッチングイベント「中小企業総合展 東京 2013-2014」（10月30日～11月1日）に、習志野商工会議所として部会員4事業所（下記掲載）と共に初めて出展しました。

本事業は、販路や新規顧客開拓の必要性を感じながら限られた経営資源（人、ノウハウ、予算等）を理由に有効な手立てを講じられずにいる会員事業所に対し、当所が媒体となり事業所の負担軽減を図ることで、取引拡大の一手段である大規模展示会への出展支援を試みたものです。

会期中、各社ブースでは独自の技術や製品が工夫を凝らして展示され積極的にPRが図られたほか、訪れた多くの方と商談や情報交換が盛んに交わされ、習志野の「ものづくり」を広く発信する機会となりました。

**【出展事業所】** (株)小出ロール鐵工所、島崎熱処理(株)、昭栄精機工業(株)、(有)アンドウカンパニー（順不同）

問合せ：習志野商工会議所  
TEL：047（452）6700 FAX：047（452）6744  
☎：同封チラシ有り

# 消費税転嫁対策 特別措置法に ついてのポイント

平成 26 年 4 月に消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成 25 年 6 月 5 日に、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下「転嫁対策特別措置法」といいます。）が成立しました。転嫁対策特別措置法は、同年 10 月 1 日から施行され、平成 29 年 3 月 31 日まで適用される時限立法です。

転嫁対策特別措置法は、主に、4 つの「特別措置」と「国等の責務」が規定されています。それぞれについてポイントを解説します。

なお、本記事で使用する図表は、小冊子「消費税の転嫁対策特別措置法 5 つのポイント」から引用しております。同小冊子は、転嫁対策特別措置法について、わかりやすく解説しておりますので、併せてご参照ください。（日商 HP からダウンロードいただけます。

<http://www.jcci.or.jp/sme/2013/0628152337.html>

転嫁対策特別措置法のポイント
① 消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）の禁止
② 消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告の禁止
③ 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜価格の強調表示」が認められる
④ 中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められる
⑤ 国民に対する広報、通報者の保護、態勢の整備が国等の責務として明確化

## 消費税の転嫁拒否等の行為の 是正に関する特別措置

～減額・買ったたき等が禁止されます～

転嫁対策特別措置法では、「特定事業者」が、平成 26 年 4 月 1 日以後に「特定供給事業者」から受ける商品又は役務の供給に関して、消費税の転嫁拒否等の行為をすることを禁止しています。

規制の対象となる「特定事業者」は次の 2 つです。

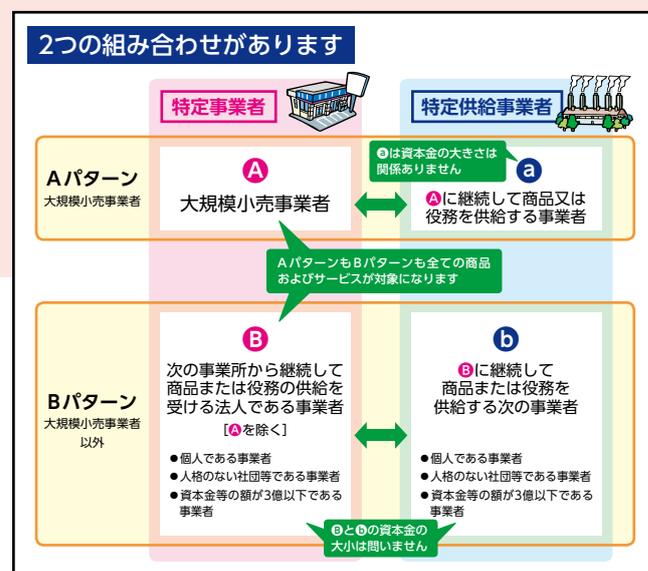
- ① 「大規模小売事業者」
- ② 「資本金の額等が 3 億円以下である事業者」等から継続して商品又は役務の供給を受ける「法人である事業者」（大規模小売事業者を除く）

一方、保護される「特定供給事業者」は、特定事業者が①②のいずれであるかによって、以下のとおりの組み合わせになります。

特定事業者が①の場合、特定供給事業者は、大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者となります。

特定事業者が②の場合、特定供給事業者は、この資本金の額等が 3 億円以下である事業者等となります。

【図】「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



また、禁止される転嫁拒否等の行為は、次の 4 類型となります。

### ①減額、買ったたき

(減額の例) 本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること

(買ったたきの例) 原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること

### ②購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

(購入強制の例) 消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること

### ③税抜価格での交渉の拒否

(例) 税抜価格（本体価格）で交渉したいという申出を拒否すること

### ④報復行為

(例) 転嫁拒否された事業者が①～③の行為が行われていることを公正取引委員会等に知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

特定事業者が、違法な転嫁拒否等の行為をした場合、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行うとともに、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

## 消費税の転嫁を阻害する表示の 是正に関する特別措置

～「消費税還元セール」等の宣伝広告が禁止されます～

転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、納入業者への買ったたきや競合する小売店の転嫁を阻

害したりしないようにするために、事業者が、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次の3つの表示を行うことを禁止しています。

- ①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示  
(例)「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」
- ②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって、消費税との関連を明示しているもの (例)「消費税率上昇分値引きします」
- ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって、②の表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの (例)「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

## 価格の表示に関する特別措置

～「外税表示」や「税抜価格の強調表示」が認められます～

いわゆる小売段階において、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者には、値札やチラシ等においてあらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示する義務があります。これを「総額表示義務」といいます。(図1)

**【総額表示例】 10,800円 (税込)**  
**10,800円 (税抜価格10,000円)**  
**10,800円 (うち消費税額等800円)**

転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替え等の事務負担への配慮の観点から、この総額表示義務の弾力的運用を行い、2つの特例を認めました。

### ①外税表示 (図2)

まず、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているとき」に限り、税込価格を表示することを要しない、つまり、外税表示が認められるようになりました。ただし、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないとされています。

### ②税抜価格の強調表示 (図3)

**【税抜き価格の強調表示の例】**

**10,000円** (本体価格)  
**(税込 10,800円)** (税込み価格を明確に表示する)

次に、総額表示を続ける場合にも転嫁対策の手当がなされました。まず、「税込価格」に併せて「税抜価格」または「消費税の額」を表示することも可能であることを明確にしています。

次に、「税込価格が明瞭に表示されているとき」は、

**まずは消費税に誤解や勘違いをされないための対策が必要です！**

(誤認されないための措置例)

- 個々の商品の値札の表示価格で、税抜き価格であることを明確にする

〇〇〇円 (税抜)    〇〇〇円 +税    〇〇〇円 +△円(税)

- 店内の目の付きやすい場所や各商品棚などに次のように掲示をする

当店の価格は全て税抜き表示となっています。  
 レジ精算時に別途消費税相当額を申し受けます。

次に、総額表示を続ける場合にも転嫁対策の手当がなされました。まず、「税込価格」

税抜価格を強調して表示しても景品表示法第4条第1項の不当表示の規定が適用されないことが明確化されています。

## 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

～「転嫁カルテル」や「表示カルテル」が認められます～

転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会に届出をすると、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給について、独占禁止法の例外として、「転嫁カルテル」及び「表示カルテル」が認められます。

①転嫁カルテルとは、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。(例)事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定や、消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数を、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理することの決定

②表示カルテルとは、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のことをいいます。(例)税率引上げ後の価格について、「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示したり、「税抜価格」と「税抜価格」とを並べて表示するように、統一的な表示方法を用いることの決定

## 国等の責務

転嫁対策特別措置法では、国等の3つの責務が次のとおり明記されています。

- ①国の国民に対する、次の内容についての広報の徹底  
 今度の消費税率引上げの趣旨、転嫁を通じて消費者に負担を求めるといった消費税の性格及び政府の転嫁に関する取組
- ②情報の収集、通報した者の保護等に関する国の万全の措置
- ③調査、監視を行うための国及び都道府県の万全の態勢の整備
- ③については、先行して平成25年6月15日から施行され、国等の態勢の整備が始まっています。

### 関 義之 (せき よしゆき)

荒井総合法律事務所所属 (弁護士・中小企業診断士)

《プロフィール》

早稲田大学を卒業し、平成12年弁護士、平成23年中小企業診断士に登録。

日本商工会議所平成25年度消費税転嫁対策窓口相談等事業実施WGの作業チームに所属し、「消費税転嫁対策経営指導員向けガイドブック」及び「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」(小冊子)の作成を手がける。

平成24年経営革新等支援機関にも登録。

## 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

「雇うことは、加入すること」労働保険は、労災保険と雇用保険の総称です。労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険に加入しなくてはならないことになっています。

★労災保険は、労働者が、業務災害や通勤災害を被ったときに療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行う制度です。

★雇用保険は、労働者が失業した場合に失業等給付を行うほか、事業主の方には失業予防および雇用の改善等の措置に対して各種助成金を支給する制度です。

いずれも事業主に加入が義務付けられています。未手続事業の事業主は至急、加入手続きをしてください。

詳細については、習志野商工会議所、千葉労働局労働保険徴収課または、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

### 問合せ

習志野商工会議所 TEL：047（452）6700

千葉労働局労働保険徴収課 TEL：043（221）4317

※または、最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

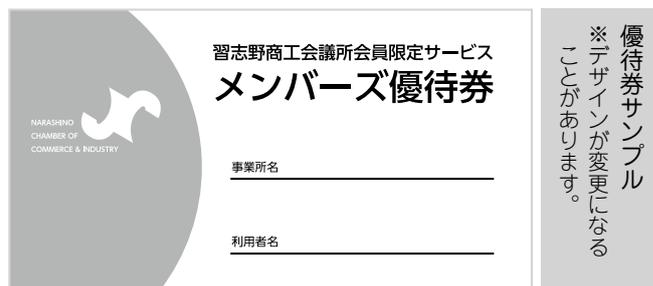
## サービス業部会 登録無料 メンバーズ優待券事業を実施

サービス業部会では、習志野商工会議所会員事業者を対象に、会員相互でのサービス利用・商品購入の促進を目的とする「メンバーズ優待券事業」を実施します。

この事業は、優待券を本誌（平成26年2月号予定）に同封して全会員に配布し、その経営者・家族・従業員が、優待店（会員）でこれを切り取って提示することで、優待サービス（商品）の提供を受けることができる事業です。

優待店の登録は無料です。ご登録いただくことで、会員相互の交流機会が増え、顧客の増加につながるだけでなく、本市及びHPで登録内容をPRします。同封のチラシでお申し込みください。

問合せ 習志野商工会議所 中小企業支援室 原田



### 千葉興業銀行 会員限定

## 法人会員向け提携ビジネスローン クイックコスモス

習志野商工会議所では、市内金融機関との提携により、提携金融機関から優遇された条件で事業資金の融資を受けとることができる、会員限定の各種提携ビジネスローンを取り扱っています。今回は千葉興業銀行の提携ローン「クイックコスモス」を紹介します。

### ①提携内容

#### ①金利優遇

通常年2.35%～（変動金利）のところ、特別金利年1.85%～（変動金利）0.50の優遇

#### ②事務取扱手数料優遇

千葉興業銀行とお借入取引がない法人会員様は、

通常お借入金額の0.525%（税込）のところ、お借入金額の0.315%（税込）でご利用いただけます。0.21%の優遇

- ③無担保、第三者保証人不要（代表者の保障のみ）
- ④3～5営業日程度で審査結果を回答※
- ⑤今までお借入取引がない法人会員様でも申込可能
- ⑥最高3,000万円まで融資可能
- ⑦融資期間は最長3年

### ②申込資格

- ・習志野商工会議所の会員であること
  - ・法人企業であること
  - ・その他、当行所定の基準を満たしていること
- ※審査結果により、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

### お問合せ

千葉興業銀行 習志野支店 TEL：047（472）7111

# お知らせ 募集

習志野商工会議所

TEL: 047 (452) 6700

## 募集

### 行政書士相談会

日時 11月15日(金) 13時～16時  
場所 習志野商工会議所  
内容 会社設立・建設業等の各種  
許認可申請・諸規定構築入  
管手続き相続・遺言など  
※紛争性のある事案等につい  
ては対応できない場合があ  
ります。

相談員 千葉県行政書士会葛南支部  
所属行政書士

問合せ 習志野商工会議所

### 発明相談会

日時 11月19日(火) 9時～16時  
場所 習志野商工会議所  
内容 特許・実用新案・意匠・商標、  
外国出願、先行技術調査、  
商標調査など

相談員 (社)発明協会所属相談員

費用 無料

問合せ 習志野商工会議所

### 「金融相談会・一日金融公庫」 を開催します

年末年始の資金が必要／商品仕入、  
手形決済資金が必要／車両、機械な  
どを購入したい／賞与、年越し資金が  
必要などお困りの方はぜひご参加くだ  
さい。

日時 11月22日(金) 10時～16時  
(予約制)

場所 習志野商工会議所

相談員 日本政策金融公庫

船橋支店担当者

費用 無料

問合せ 習志野商工会議所

簿記を知らなくても大丈夫! 「財務3  
表」の仕組みがすぐ解る～あるとき  
本当に痛感する財務知識の重要性～

日時 11月22日(金) 14時～16時

場所 習志野商工会議所

内容 ① 財務の基本をつかむ  
② 事業と財務のつながり  
③ 財務状態を分析する  
④ 財務指標を知る  
⑤ 自社の財務状態を分析する

講師 中小企業診断士 川村浩司氏

費用 無料

申込 同封のチラシからお申込みください  
**伝統産業の「組子」がなぜ世界  
に届いたのか～(株)タニハタにおける  
「ものづくり」の試み～**

「組子」という伝統技術で空間装飾  
を手掛ける(株)タニハタが、ITの活用  
など、苦境からいかにして新しい需要  
を産出し、海外から注目を集めるまで  
になったのか。妥協を許さぬ職人気質  
や技術・理念の伝承方法と共に講演し  
ます。

日時 12月4日(水)  
16時30分～18時10分

場所 習志野商工会議所

講師 (株)タニハタ  
代表取締役社長 谷端信夫氏

費用 無料

定員 40名

申込 習志野商工会議所 堀

### 基本から学ぶ生産管理の IT活用セミナー

紙やExcel表を使って生産管理を  
している方必見!もっと簡単に把握しや  
すい管理方法や今使っているパッケー  
ジシステムを見直すポイントを学び、  
効果的な生産管理を目指しましょう!

日時 12月10日(火)  
14時～16時30分

場所 習志野商工会議所

対象者 ・生産管理システムの導入を  
考えている方や興味のある方  
・部分的に生産管理システム  
を導入したい方  
・生産管理システムは導入し  
ているが、上手に活用でき  
ない方

講師 ITコーディネーター 鬼澤健八氏

申込 同封のチラシからお申込みください

1月号は習志野市内全域に約6万部  
配布!市内へお店をPRしませんか?

市内全域への新聞折込みを行う「商  
工習志野1月号」においてPR広告を  
募集しています。スペースに限りがあり  
ますので、お早めにお申込みください。

発行日 1月10日(金) 朝刊折込  
(多少前後する可能性があります。)

発行部数 約60,000部

広告スペース 縦13cm×8.6cm

募集コマ 4コマ 料金 75,000円

原稿 イラストレーターや、Word等  
でご入稿いただくほか、手書  
きや原稿、話し合いにより作  
成することも可能です。

申込 同封のチラシにご記入いた  
だきFAXにてお申込みください。  
習志野商工会議所 経営室 柴崎

## お知らせ

### 健康なまちづくり条例施行記念シンポ ジウム～みんなでつくる健康なまち～

習志野市では、これまでの個人の  
健康づくりに加え、個人の健康を支え  
守るために必要となる社会環境の整備  
に、地域全体で取り組むことを内容と  
した『健康なまちづくり条例』を、平  
成25年4月1日から施行しました。

市民や事業者の皆さんの健康づくりに  
対する気運を高め、健康づくりの実践へ  
とつなげ、健康なまちの実現を目指すこ  
とを目的として、ヘルスプロモーションの考  
え方に基づくこれからの健康づくりと、多  
様な主体による健康なまちづくりに向け  
た取り組みについて広く情報を発信し、市  
民や事業者の皆さんとともに考える機会と  
するためにシンポジウムを開催します。

日時 11月23日(土) 15時30分～  
(15時開場)

場所 市民会館(京成大久保駅そば)

費用 無料

定員 350名(先着順) ※駐車場なし

内容 ・基調講演  
「これからの健康づくり  
(ヘルスプロモーション)」  
・パネルディスカッション  
「健康なまちづくりに  
向けた取り組み」

問合せ 習志野市役所健康支援課  
TEL: 047 (451) 1151



## プレミアムフィットネス



Premium Fitness

HP QRコード



住所：習志野市大久保 1-21-10 NS プラザ 4F  
代表者名：関口貴夫さん TEL：047(403)2755 定休日：毎月25日  
営業時間：月～土9時～21時 日祝9時～19時  
URL：http://www.premium-fit.co.jp

京成大久保駅徒歩1分の好立地に11月16日(出)オープン。プレミアムフィットネスでは、担当トレーナーとマンツーマンで行う完全予約、完全個室の加圧/パーソナルトレーニングと、ゆったりとしたポーズが中心のやさしいヨガスタジオを組み合わせたサポートを行います。月会費、年会費一切なし。回数券制も魅力のひとつです。11月中はオープン記念体験キャンペーン実施中です。是非ご利用ください。

## 想送支援サポートケア リオル



HP QRコード



住所：習志野市実籾 5-46-4 代表者名：菅谷嘉洋さん  
TEL：047(493)5663 FAX：047(413)0234  
定休日：年中無休  
URL：http://liol.jp メール：info@liol.jp

今年5月に実籾に創業した、葬儀・葬式全般のトータルケア・サポートを行う「想送支援サポートケア リオル」。葬儀はもちろんのこと生前における相談、エンディングノート、メンタルケアサポートから始まり、葬儀後の諸手続きアドバイス・サポート・代行とフルサポートを業界最安値価格、最高品質の葬儀を提供していますのでぜひお気軽にご相談ください。

## くもん JR 津田沼駅南教室



HP QRコード



住所：習志野市谷津 7-8-27 松屋ビル 4F 代表者名：星野由美さん  
TEL：047(403)6220 FAX：047(403)6220  
営業時間：月木 14時30分～19時30分  
HP：http://www.kumon.ne.jp/enter/search/classroom/1631360026/index.html

JR 津田沼駅南口から徒歩1分の場所にある公文式 JR 津田沼駅南教室。

KUMONでは、すらすらできる学習からスタートし、学力とともに自信と達成感、やればできるという気持ちが育てられます。対象は幼児から高校生までと幅広いの生徒を受け入れています。また期間限定で11月無料体験学習を受付中。見学、相談だけでもお気軽にご相談ください。

## 珍 来



地図 QRコード



住所：習志野市花咲 1-3-24 代表者名：今野曙さん  
TEL：047(478)3959  
定休日：木曜日  
営業時間：11時～15時 17時～20時30分

習志野市花咲にある「手打らーめん珍来」。おすすめ・人気メニューは、ざるラーメン(600円)と一皿270円の餃子。ざるラーメンは大盛～5倍まで増量することができ、大満足間違いなし。辛いのが好きな方には坦々麺もおすすめのメニューです。

その他にも麺類、飯類のメニューをリーズナブルな値段で豊富に取り揃えています。また、専用駐車場も完備していますのでぜひ一度来店ください。